

第9回日野川圏域県管理河川の減災対策協議会

日 時 令和4年2月17日(木) 午後2時00分～3時30分

〔同日開催〕(国)流域治水協議会 午後3時30分～4時30分

場 所 オンライン会議(Webex)

議 事 次 第

1. 開会挨拶

2. 議事

- | | |
|-------------------|------------|
| (1)今後の減災対策協議会について | 資料1-1 P1～ |
| ～ 流域治水の進め方の提案 ～ | 資料1-2 P5～ |
| (2)規約改正について | 資料2-1 P9～ |
| | 資料2-2 P13～ |
| (3)今後のスケジュールについて | 資料3 P19 |
| (4)その他 | 参考資料1 P21～ |
| | 参考資料2 P27～ |

3. 閉会挨拶

(配布資料)

- 資料1-1
- 資料1-2
- 資料2-1
- 資料2-2
- 資料3
- 参考資料1
- 参考資料2

第9回日野川圏域県管理河川の減災対策協議会 出席者

委員

機関名	役職	氏名
米子市	(代理)防災安全監	佐小田 廣光
日吉津村	村長	中田 達彦
大山町	(代理)副町長	吉尾 啓介
南部町	代理(防災監)	田中 光弘
伯耆町	町長	森安 保
日南町	町長	中村 英明
日野町	町長	埴田 淳一
江府町	町長	白石祐治
国土交通省 中国地方整備局 日野河川事務所	事務所長	今津 勉
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	(代理)道路管理課長	井畑 雅之
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	(代理)総括保全対策官	若井 克文
気象庁 鳥取地方气象台	台長	弘田 実
鳥取県 危機管理局	局長	水中 進一
鳥取県 県土整備部	部長	森田 豊充
鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局	局長	田村 満男
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局	局長	六條 洋司

オブザーバー

機関名	役職	氏名
境港市		
国土交通省 中国地方整 河川部	課長	藤原 寛

事務局

機関名	役職	氏名
鳥取県 県土整備部 河川課	課長	池田 典男
	課長補佐	大坪 亮太
	係長	加川 昌弘

提案趣旨

平成29年5月に発足した本減災対策協議会において、これまでは主に想定最大規模降雨を対象とした外水による浸水被害に備え、関係機関が減災のための目標を共有し、ハード、ソフト対策について推進してきた。

更に、流域治水の推進のため、令和3年1月には「流域治水部会」を立ち上げ、令和3年6月に「二級水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ公表を行ったところである。

このような中、令和3年7月豪雨では県内各地で内水による浸水被害も多く発生した。

これまで本協議会では内水氾濫対策による被害解消あるいは軽減については本格的な議論の対象としてはこなかったが、今後、これら内水被害もその対象とし、市町村と県、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策について議論することとする。

【本協議会開催までの動き】

○令和3年11月 各市町村と県(河川課、県土整備局等)との協議

- (協議内容)・県が浸水のあった場所などについて協議する場を設けることを提案
・取り組みの必要性、今後の進め方について共有(賛同)

○令和3年12月21・22・24日 県・市町村とのWeb会議

- (協議内容)・県が流域治水部会を活用した議論の流れと枠組みづくりについて説明
・連携して対応することが必要な課題提出のお願い
・今後の進め方、枠組みづくりについて共有(賛同)

○令和4年1月25・28日 流域治水部会

- (協議内容)
・県が幹事会に個別に内水氾濫対策等を議論する場を設置することについて説明
・各市町村が連携して対応することが必要な課題箇所について説明

減災対策協議会設置の背景

- H27関東・東北豪雨では、多数の逃げ遅れが生じた確かな避難勧告の発令や、広域避難体制の整備が必要といった課題が明らかに
- 課題に対応するためには、地方公共団体・河川管理者・水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ綿密な連携体制を構築しておくことが必要

逃げ遅れゼロを目指し、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「減災協議会」を創設(水防法第15条9・10)

平成29年5月 県管理河川の減災対策協議会 設立

目標

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特徴を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となったとっとりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す

変革

- ・H29.5 協議会設立
- ・H30.2 取組方針作成
- ・R元.5 「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を受け、取組方針の見直し
- ・R2.5 令和元年東日本台風を教訓とした「水防対策検討会」及び「防災避難対策検討会」の提言を受け、取組方針の見直し
既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた治水協定について協議する「ダム部会」を新設
- ・R3.1 「流域治水」を進めるため、実施すべき対策を検討し、「流域治水プロジェクト」を取りまとめることを目的とした「流域治水部会」を新設
- ・R3.5・6 「二級水系流域治水プロジェクト」の承認・公表

令和3年度までの主な実施事例

○鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

- ・防災学習、出前講座等の実施
- ・現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援
- ・防災リーダーの育成
- ・要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり
- ・水害・土砂災害等に関するシンポジウム

○鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

- ・河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置
- ・堤防天端の保護を目的とした舗装を実施
- ・ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施
- ・出水時における水防団・市町村との連携

○住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供・ハザードマップの作成

- ・洪水浸水想定区域等の公表
- ・ハザードマップの作成・改良
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援

現行協議会に「流域治水」を進めるために新たな議論の場を創設

減災対策協議会

減災対策にかかわる協議
(幹事会)

流域治水プロジェクト作成
(流域治水部会)

治水協定にかかわる協議
(ダム部会)

+

新たな議論の場

内水氾濫対策等の議論



流域治水及び減災対策協議会(仮称)

- ・減災対策にかかわる協議
- ・流域治水(内水氾濫対策等)にかかわる協議
(幹事会)

治水協定にかかわる協議
(ダム部会)

今後の減災対策協議会について

～ 流域治水の進め方の提案 ～

現行協議会に「流域治水」を進めるために新たな議論の場を創設

【現行】

減災対策協議会

※H29.5新設

幹事会

流域治水部会

※R3.1新設

ダム部会

※R2.5新設

幹事会：避難につながるソフト対策等の検討・実施
 流域治水部会：「二級水系流域治水プロジェクト」の作成
 ダム部会：治水協定等について協議

【組織改正案】

流域治水及び減災対策協議会

※部会業務を幹事会に兼務し拡充

幹事会

分科会

~~流域治水部会~~

ダム部会

幹事会：避難につながるソフト対策等の検討・実施
 流域治水についての協議・実施状況の共有
 「二級水系流域治水プロジェクト」の更新
 分科会：内水氾濫対策等について個別に協議
 ダム部会：治水協定等について協議

現時点で抽出した課題概要

(市町村名：米子市)

地区名等	課題
① 淀江8区 (宇田川)	H23 台風 12 号による豪雨で宇田川があふれ道路冠水や浸水(3 班 14 戸)が発生。以下の課題に対し対策を施す <ul style="list-style-type: none"> ・護岸高上げ。 ・宇田川への流入水の抑制対策。 ・河水流下の円滑化。 ・ポンプ排水による内水排除

(市町村名：境港市)

地区名等	課題
① 境港市全域	<p>《被害等の発生状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月12日の豪雨では、1時間に観測された雨量が観測史上最大となる80.5mmを記録し、12時間雨量も平年の7月の1ヵ月とほぼ同等の204.5mmとなるなど、記録的な大雨となり、水路越水(8水路)による道路冠水(通行止め:7路線)や住宅への浸水被害(床上浸水:1戸、床下浸水:16戸)、農地の冠水等が発生した。また、海岸線には流木やゴミ等が多量に漂着。 ・令和3年8月には、台風9号の影響による強い波浪で河口が閉塞し、美保湾に流れる有田川、小篠津川、新屋上ノ川、新屋中ノ川の4本のうち、小篠津川が増水し道路が冠水した。 <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路が越水した排水路や浸水被害が大きかった地区は、本市が定める雨水計画の降雨に対応できる整備が未整備となっていることから、整備目標や優先度を定め、順次整備を行っていくことが必要。 ・境港市は米川用水路の最下流として、日野川からの取水が流れてきており、市街地では用水路と排水路が兼用となっていることから、その排水量も内水氾濫の一因となっている。今後の対策としては、用水路と排水路の区別化や上流部での放水量、新たな放水路の検討など、下流部の負担を減らすことが必要。 ・波浪等の影響による河口閉塞や海岸線に漂着する流木、ゴミ等については、すべて本市で対応を行っているが、今後の対策や対応等について関係機関による検討・協議が必要。

(市町村名：日吉津村)

地区名等	課題
該当案件なし	

(市町村名：大山町)

地区名等	課題
該当案件なし	

(市町村名：南部町)

地区名等	課題
① 法勝寺川沿い	<p>●過去の被害状況 R3.7 豪雨では、線状 降水帯情報が発表され、災害対策基本法改正後初めての警戒レベル4「避難指示」を発令、内水氾濫や床下浸水(2戸)の他、農地や道路、住宅地での土砂崩れなどが発生した。人的な被害については発生していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ【東西町】 ・内水被害【谷川・柏尾・ 坂根・戸構・城山各地区】 ・大谷川 【阿賀地区】 <p>◆課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面での整備の継続、河川流量不足の解消 ・予想以上の内水に対する既存施設の排水能力の不足 排水・用水路など ・堤防の強度不足の解消 ・河川に通ずる排水・用水・樋門などの水の流れや管理者を把握し、情報資料を作成しておく ・流域治水に関する地域での勉強会により、理解を深めていく取り組み
② 小松谷川沿い	

(市町村名：伯耆町)

地区名等	課題
① 溝口・上細見・立岩・吉定地区	H30.9 月豪雨で、日野川溝口水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.8m)を超え4.19mとなった。このとき、避難指示を出したが、幸い冠水することはなかった。その後、町内での日野川改修工事が急ピッチで進んでおり、今後も工事の推進が望まれる。

(市町村名：日南町)

地区名等	課題
① 日野上地区(生山) 日野川右岸(町道家畜市場線)及び 日野川(桜原、生山、太田原)	<p>豪雨時に町道生山福長線、生山家畜市場線他で道路冠水が発生する。H30 豪雨時は数時間通行不可となり、生山家畜市場線は孤立の可能性もある。 昭和47年7月豪雨災害に相当する豪雨が近年多発している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年7月豪雨 ・H30年台風24号 ・R3年8月豪雨 <p>道路の冠水を解消する 河川の氾濫を解消する</p>
② 日野上地区(霞)	<p>H30 豪雨及び R3.8 豪雨では、日野川が氾濫危険水に迫ったため、霞地区に避難指示を発表した。 昭和47年7月豪雨災害に相当する豪雨が近年多発している。 河川の氾濫を解消する</p>
③ 日野上地区(河上～丸山)	<p>H30 豪雨及び R3.8 豪雨では、日野川が氾濫危険水に迫ったため、丸山地区に避難指示を発表した。 昭和47年7月豪雨災害に相当する豪雨が近年多発している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年7月豪雨 ・H30年台風24号 ・R3年8月豪雨 <p>河川の氾濫を解消する</p>

(市町村名：日野町)

地区名等	課題
① 本郷(漆原)地区	H30.9の台風24号では、日野川の増水により、国道180号が低い箇所で冠水が発生。主要道路が寸断されたことで、住民避難と救援活動及び物流等に支障をきたした。 国道の冠水を解消する。
② 上菅(古川)地区	H30.7月豪雨、H30.9台風24号では、日野川の増水により、国道180号の天端が低い箇所で冠水が発生。主要道路が寸断されたことで、住民避難と救援活動及び物流等に支障をきたした。 国道の冠水を解消する。
③ 追原地区	H30.9の台風24号では、日野川の増水により、町道追原線の天端が低い箇所で冠水が発生し集落が孤立。 孤立を解消する。
④ 根雨地区	H30.7月豪雨、H30.9台風24号では、用水路の内水氾濫による住家の床上、床下浸水が発生、小型ポンプによる排水作業と土嚢による堰き止め作業を実施。 課題解消済み

(市町村名：江府町)

地区名等	課題
① 久連地区	町営住宅の区域は、周囲より低くなっているため、豪雨時には雨水が排水できず、町営住宅で浸水被害が発生したことがある。

規約改正について

規約を改正し、内水氾濫等による被害の解消(軽減)のため、新たに加えた「流域治水」を強力に推進する

規約の主な改正点

①「協議会の名称」の改名

協議会の名称: 協議会名称を「鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会」へ改名

②協議会の「対象範囲」、「目的」、「実施事項」の記載変更。

対象範囲: 協議会の対象とする行政区域について記載

目的: 協議会の目的に「流域治水」について追記

実施事項: 協議会の実施事項に流域治水として実施する項目を追記し、目的ごとに整理

③幹事会の拡充、分科会の設置及び流域治水部会の廃止

幹事会: 幹事会構成員の要請により「分科会」を設置できることを追記

流域治水部会: 流域治水部会の廃止(幹事会に流域治水の協議の場を統廃合)

規約改正について

規約を改正し、内水氾濫等による被害の解消(軽減)のため、新たに加えた「流域治水」を強力に推進する

【現行】

(変更案) 第3条第1項第2号に水防法について記載
(設置及び対象河川)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「〇〇川圏域 県管理河川の減災対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(変更案) 第3条第1項第2号に減災対策の範囲について記載

2 この協議会で対象とする河川は、〇〇川、のほか、一級河川〇〇川水系及び鳥取県西部の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

(変更案) 第3条1項第2号に減災対策の目的について記載
(目的)

第2条 協議会は、鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水や越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

【変更案】

新規
(設置)

第1条 「鳥取県●部地区 流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

協議会の対象とする行政区域を記載(新規)
(協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、〇〇市、●●郡●●町、●●郡△△町とする。

1号に流域治水について記載(新規)
2号に(現行)第1条及び第2条を記載
(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- 2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

別紙に本協議会で対象とする河川について記載

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、〇川、のほか、一級河川〇〇川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

規約改正について

【現行】

(変更案)第4条第2項に記載

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の検討及び実施状況のフォローアップ
- (4) その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項

(変更案)第5条に記載

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(変更案)第6条に記載

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(変更案)第4条第1項にプロジェクトの更新等について記載

(流域治水部会) (変更案)流域治水部会は廃止

第7条 鳥取県西部の二級水系で行う流域治水の全体像を共有・検討し、河川に関する対策、流域にする対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」のとりまとめ等を行うため、流域治水部会を置く。

- 2 流域治水部会は、別表3に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 流域治水部会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

【変更案】

第1号に流域治水の協議等について記載(新規)

第1号に(現行)第7条よりプロジェクトについて記載

第2号に(現行)第3条より減災対策について記載

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- 2) 第1項第2号に関すること。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有。
 - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

(現行)第4条より協議会について記載

(協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(現行)第5条より幹事会について記載

第4項に分科会設置について記載(新規)

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 個別に協議する案件がある場合、別表2に掲げる構成員からの要請により、分科会を設置することができる。

鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会 規約
日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会 規約

（設置及び対象河川）

- 第1条 「鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
~~2 この協議会で対象とする河川は、日野川、板井原川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川のほか、一級河川日野川水系及び鳥取県西部の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。~~

（協議会の対象）

- 第2条 協議会が対象とする行政区域は、米子市、境港市、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町とする。

（目的）

- 第32条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。
- 1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
 - 2) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

（協議会の実施事項）

- 第43条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 1) 第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
 - 2) 第1項第2号に関すること。
 - イ ~~(1)~~洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有。
 - ロ ~~(2)~~円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ~~(3)~~「地域の取組方針」に基づく対策の検討及び実施状況のフォローアップ。
 - ハ ~~(4)~~その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

（協議会）

- 第54条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

- 第65条 協議会の円滑な運営は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させる意見を聴くことができる。
 4 個別に協議する案件がある場合、別表2に掲げる構成員からの要請により、分科会を設置することができる。

（流域治水部会）

- ~~第7条 鳥取県東部の二級水系で行う流域治水の全体像を共有・検討し、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」のとりまとめ等を行うため、流域治水部会を置く。~~
- ~~2 流域治水部会は、別表3に掲げる構成員をもって構成する。~~
- ~~3 流域治水部会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。~~

（ダム洪水調節機能部会）

- 第7条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。
- 2 ダム部会は、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に設置するダム洪水調節機能部会をもって当該洪水調節機能部会とし、結果等については協議会が報告を求めることとする。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会・部会は、原則非公開とし、幹事会・部会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課に置く。

（雑則）

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

（附則）本規約は、平成29年5月19日から施行する。

平成30年3月22日改正

令和2年5月28日改正

令和3年1月25日改正

令和4年2月●日改正

別表1

鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会
日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会

（委員）	米子市長 境港市長 日吉津村長 大山町長 南部町長 伯耆町長 日南町長 日野町長 江府町長 国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所長 国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長 気象庁 鳥取地方气象台長 鳥取県 危機管理局長 鳥取県 県土整備部長 鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局長 鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局長
（オブザーバー）	境港市長 国土交通省 中国地方整備局 河川部
（事務局）	鳥取県 県土整備部 河川課

別表2

鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会幹事会
日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会幹事会

（構成員）

米子市 防災安全監
~~米子市 道路整備課長~~
 米子市 建設企画課長
 米子市 都市想像課長
 米子市 下水道企画課長
 米子市 農林課長
 境港市 建設部長
 境港市 産業部長
 境港市 防災監
 日吉津村 総務課長
 日吉津村 建設産業課長
 大山町 総務課長
 大山町 建設課長
 大山町 農林水産課長
 南部町 総務課 防災監
 南部町 建設課長
 南部町 産業課長
 伯耆町 総務課長
 伯耆町 地域整備課長
 日南町 総務課 防災監
 日南町 建設課長
 日南町 農林課長
 日野町 総務課長
 日野町 建設水道課長
 日野町 産業振興課長
 江府町 総務課長
 江府町 産業建設課長
 国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 副所長
 国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長
 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 総括保全対策官
 気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
 鳥取県 危機管理局 危機管理政課長
 鳥取県 農林水産部 農業振興監農地・水保全課長
 鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長
 鳥取県 西部総合事務所 農林局 地域整備課長
 鳥取県 県土整備部 次長
 鳥取県 県土整備部 技術企画課長
 鳥取県 県土整備部 治山砂防課長
 鳥取県 米子県土整備局 計画調査課長
 鳥取県 米子県土整備局 河川砂防課長
 鳥取県 日野県土整備局 建設総務課計画調査室長
 鳥取県 日野県土整備局 河川砂防課長
 林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 鳥取水源森林整備事務所長

（オブザーバー）

~~境港市 自治防災課長~~
 鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 水環境保全課長

（事務局）

国土交通省 中国地方整備局 河川部
 鳥取県 県土整備部 河川課

別表3

~~日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会 流域治水部会~~~~（構成員）~~~~米子市 防災安全課長~~~~総合政策課長~~~~建設企画課長~~~~境港市 自治防災課長~~~~日吉津村 総務課長~~~~建設産業課長~~~~大山町 総務課長~~~~伯耆町 総務課長~~~~地域整備課長~~~~鳥取県 危機管理局 危機管理政策課長~~~~鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 水環境保全課長~~~~鳥取県 農林水産部 農地・水保全課長~~~~鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長~~~~鳥取県 西部総合事務所 農林局 地域整備課長~~~~鳥取県 県土整備部 技術企画課長~~~~鳥取県 県土整備部 河川課長~~~~鳥取県 県土整備部 治山砂防課長~~~~鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局 計画調査課長~~~~鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局 河川砂防課長~~~~林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長~~~~国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター~~~~鳥取水源森林整備事務所長~~~~（オブザーバー） 国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 副所長~~~~（事務局） 鳥取県 県土整備部 河川課~~~~なお、詳細は別添名簿に記載する。（随時更新）~~

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、日野川、板井原川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川のほか、一級河川日野川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

今後のスケジュールについて

令和4年度出水期までのスケジュール

- ・分科会の具体的な進め方について、幹事会を早期に開催し決定する
- ・出水期前に協議会開催を予定(主に減災対策にかかる内容)

参考資料1

防災気象情報の伝え方の 改善に関する取組状況

鳥取地方気象台

- 令和2年7月豪雨の際に線状降水帯による大雨への注意喚起が不十分であったこと、また、令和2年台風第10号の際に「特別警報の可能性が小さくなった」という表現が安心情報として受け取られた可能性があること、などの指摘があった。
- 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」では、防災気象情報の伝え方について課題を整理し、その解決に向けた今後の改善策及び中長期的に検討すべき事項についてとりまとめた。

＜改善策と推進すべき取組（短期改善事項）＞

（1）線状降水帯がもたらす降り続く顕著な大雨への注意喚起

- 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報を提供。

（2）顕著な台風等が接近した際の呼びかけ方の改善

- 「特別警報級の台風」、「特別警報の可能性が小さくなりました」という表現を使用する場合は、今後の降雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう解説を一層強化。
- 降雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう、平時と緊急時で伝え方を変えるなど、状況に応じた効果的な解説を一層強化。さらに台風のように長時間のリードタイムを確保できる現象では、社会の関心が高まっているタイミングでしっかりと解説。
- 詳細な情報を住民自ら取得してもらえる解説を強化するとともに、安心情報と誤解されないよう、起こり得る災害や引き続き避難行動が必要とされる状況であることの解説を強化。

（3）防災気象情報の信頼度を維持するために

- 社会的に大きな影響があった現象について検証の実施・公表。

（4）内閣府SWGを受けた警戒レベル相当情報の見直しなど

- 大雨特別警報を警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準設定例として位置づけるとともに、危険度分布の警戒レベル4 相当の紫への一本化・警戒レベル5 相当の黒の新設。
- 高潮氾濫危険情報の警戒レベル5相当への変更及び「災害発生の切迫」を含めた高潮氾濫発生情報への名称の一本化。
- 避難情報の対象とならない地域への大雨警報・洪水警報等の発表を抑制する取組の推進。
- 市町村単位の警戒レベル相当情報が発表されたら、地域の状況が災害の種類ごとに詳細に分かる情報を確認すること、避難情報が発令されていなくても住民自らが避難行動をとる際の判断の参考としていただきたいことの周知を強化。

＜中長期的な検討事項＞

警戒レベルを軸としたシンプルでわかりやすい防災気象情報体系へ整理・統合

- 警戒レベル相当情報の体系整理及びその伝え方。
- 警戒レベル相当情報を補足する解説別情報の体系整理。
- その他の警報・注意報・気象情報の体系整理。
- 大雨警報（土砂災害）の発表手法の抜本的な見直し。
- 暴風・波浪・高潮特別警報の地域別の基準値設定。

＜今後に向けて＞

- 関係機関との緊密な連携のもと、推進すべき取組を実施。
- 中長期的な検討事項を議論する場の設置。

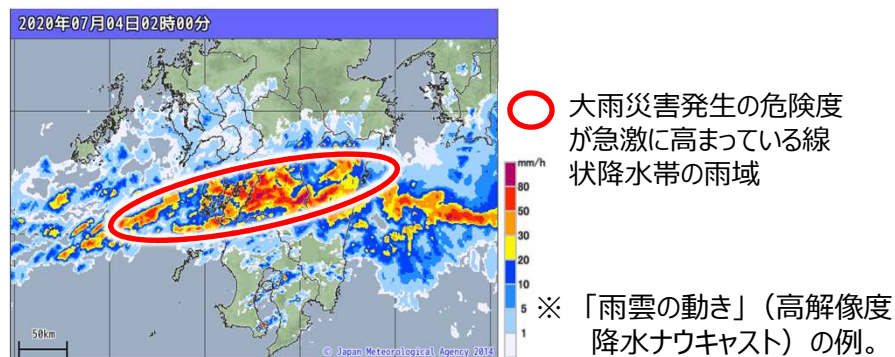
顕著な大雨に関する情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

※ 線状降水帯がかかる大川の下流部では今後危険度が高まる可能性があることにも留意する必要がある旨、ホームページ等に解説を記述する。

顕著な大雨に関する情報を補足する 図情報の例



顕著な大雨に関する情報のコンセプト

● 背景 ～なぜ始めたのか～

毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、数多くの甚大な災害が生じています。この線状降水帯による大雨が、災害発生の危険度の高まりにつながるものとして社会に浸透しつつあり、線状降水帯による大雨が発生している場合は、危機感を高めるためにそれを知らせてほしいという要望がありました。

● 位置づけ ～情報のコンセプト～

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

※ この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

※ この情報により、報道機関や気象キャスター等が「線状降水帯」というキーワードを用いた解説がしやすくなることが考えられます。既存の気象情報も含めて状況を的確にお伝えすることにより、多くの方々に大雨災害に対する危機感をしっかり持っていただくことを期待します。

令和3年における「顕著な大雨に関する情報」の発表実績について

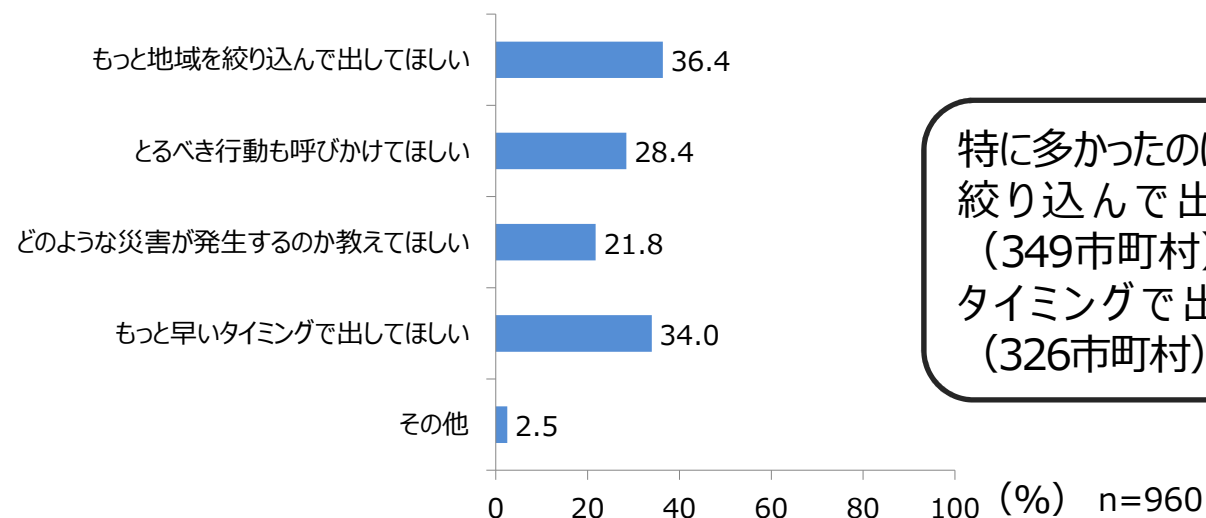
事例	回数	情報発表日時	号数	府県予報区	一次細分区域
1	1	2021/6/29 2:49	1	沖縄本島地方	本島北部
2	2	2021/7/1 8:59	1	東京都	伊豆諸島北部
3	3	2021/7/7 5:09	1	島根県	東部
	4	2021/7/7 6:59	1	鳥取県	中・西部
4	5	2021/7/10 3:29	1	鹿児島県（奄美地方除く）	薩摩地方
	6	2021/7/10 7:39	2	鹿児島県（奄美地方除く）	薩摩地方
5	7	2021/8/9 10:39	1	島根県	隠岐
6	8	2021/8/12 13:59	1	福岡県	筑後地方
	9	2021/8/12 13:59	1	熊本県	熊本地方
7	10	2021/8/13 9:19	1	広島県	北部、南部
8	11	2021/8/14 2:21	1	佐賀県	南部
	12	2021/8/14 2:21	1	長崎県	北部
	13	2021/8/14 2:49	2	長崎県	南部、北部
	14	2021/8/14 5:00	2	佐賀県	南部、北部
	15	2021/8/14 5:59	3	長崎県	南部、北部
	16	2021/8/14 6:09	1	福岡県	福岡地方
9	17	2021/9/8 11:19	1	徳島県	南部

…（参考）大雨特別警報発表事例

- 線状降水帯に関する情報について、「もっと地域を絞り込んで出してほしい」「もっと早いタイミングで出してほしい」といった市町村のニーズがある。

気象庁「自治体アンケート調査」

線状降水帯に関する情報への要望はありますか。（複数選択可）



特に多かったのは「もっと地域を絞り込んで出してほしい」（349市町村）、「もっと早いタイミングで出してほしい」（326市町村）。

（参考）

「顕著な大雨に関する情報」が防災対応に役に立たなかった理由として、以下の御意見もいただいている。

- 既に大雨特別警報が発表されていたため、警戒レベルを最大限に引き上げていたため。
- 今まさに大雨が降っており、災害発生の可能性が高まっているタイミングでこの情報を出されても意味がない。

※ 自治体アンケート調査
実施期間：令和4年1月
調査対象：全国の市町村（計960市町村）
調査方法：Web

※令和3年度補正予算の概要から抜粋・整形

線状降水帯の予測精度向上を前倒して推進し、予測精度向上を踏まえた情報の提供を早期に実現するため、水蒸気観測等の強化、気象庁スーパーコンピュータの強化や「富岳」を活用した予測技術の開発等を早急に進める。

観測の強化

- ・陸上観測の強化
- ・気象衛星観測の強化
- ・局地的大雨の監視の強化
- ・洋上観測の強化

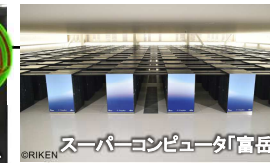


次期ひまわり
(令和10年度めに打上げ)



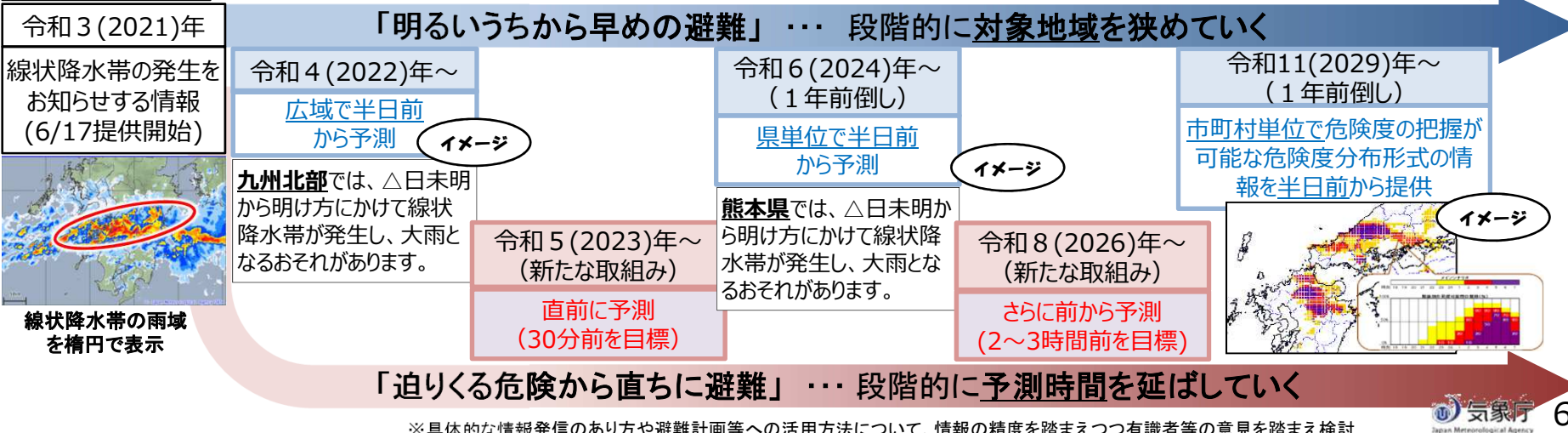
予測の強化

- ・高度化した局地アンサンブル予報等の数値予報モデルによる予測精度向上等を早期に実現するためのスーパーコンピュータシステムの整備
- ・線状降水帯の機構解明のための、梅雨期の集中観測、関連実験設備（風洞）の強化
- ・「富岳」を活用した予測技術開発



順次反映

情報の改善



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

地域みんなで取り組む「流域治水」

・頻発する大規模水害に備え、行政ほか住民や事業者が協力して被害を減らす努力が不可欠となっており、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を推進しています。

流域治水の施策イメージ(3本の柱)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
 住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

氾濫域
浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

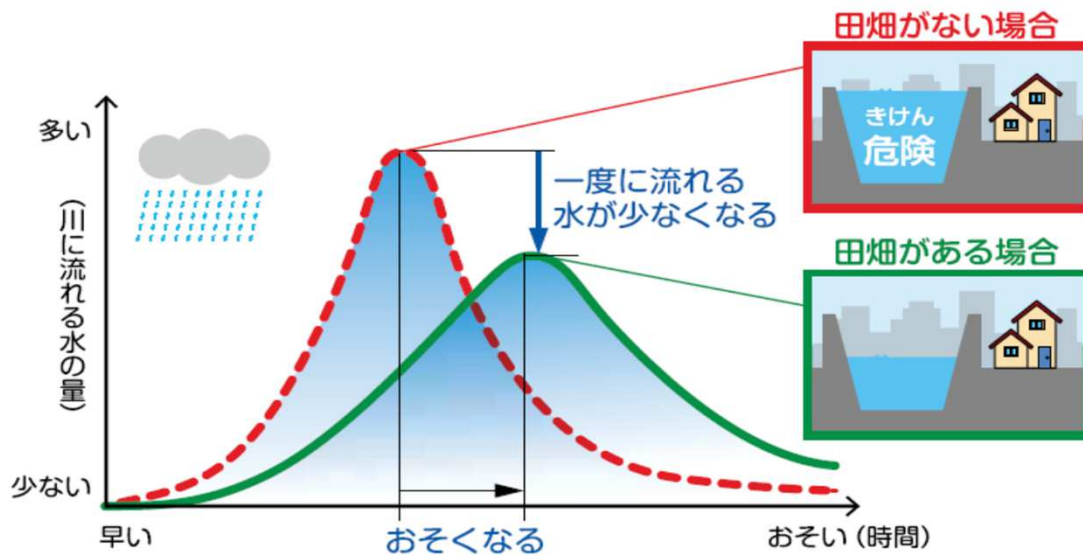
➡ 3つの柱の対策を組み合わせ、総合的・多層的に水災害に備える

地域みんなで取り組む「流域治水」

・「流域治水」の取り組みとして県は関係者と連携し「田んぼダム」を推進しています。

○「田んぼダム」とは、各水田への降雨を排水する際に排水量を抑制し、人為的に水田へ貯水する取組。

○大雨時に河川や水路における水位の上昇を抑制することで下流域の洪水災害リスク等を軽減。



排水調整するせき板を設置するなど水田からの流出を調整し水田内に**一時貯留**



(鳥取市桜谷地内)

地域 みんなで取り組む「流域治水」

・「流域治水」の取り組みとして「防災教育・出前講座」や「支え愛マップづくり」、「避難スイッチ」、「想定浸水深表示板の設置」などのソフト対策を推進しています。

鳥取県での取組事例

防災教育・出前講座

防災教育や出前講座を通して、地域住民の防災意識の向上を図っていきます。



防災教育の様子
(美保南小学校)



防災教育の様子
(岸本小学校)

岸本小(防災教育)
※岸本小は国と県で合同実施

地域で考える「避難スイッチ」

“誰一人取り残さないこと”を目的に、専門家のアドバイスを受けながら、分かりやすい避難スイッチや安全な避難場所を地域と一緒に検討しています。



ワークショップの様子
(鳥取市南大覚寺町内会)

「支え愛マップ」づくり

地域 みんなで「支え愛マップづくり」を行い、マップを活用した避難訓練を行うなど、活動を通して地域防災力の強化を図っていきます。

支え愛マップづくりの様子 (R1年度)
(三朝町吉田集落)



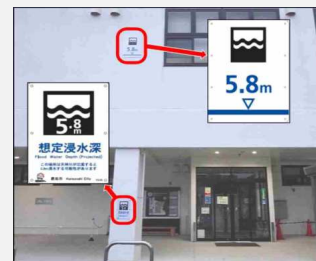
とっとり県政だよりでも
取り組みをお知らせ(R3.9号)



当年、秋に支え愛マップに
基づいた避難訓練を実施

想定浸水深表示板の設置

ハザードマップに記載されている浸水深を標識として「まちなか」に表示（「見える化」）。水害意識の向上・防災情報の更なる周知徹底を行っていきます。



R2.11.5の設置式の様子(陶山町長と田村米子県土整備局長)